

6川健障施第1466号

令和7年1月6日

指定事業者等代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

障害者施設指導課長

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

平素より、本市の障害福祉行政に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では障害福祉事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備及びその運用状況を確認するために、報告を求めています。

つきましては、川崎市障害者施設・事業者の業務管理体制確認検査実施要綱及び川崎市障害児施設・事業者の業務管理体制確認検査実施要綱に基づき、次のとおり一般検査を実施します。

1. 根拠条文（検査）

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

第51条の3 （指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者）

第51条の32 （指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者）

【児童福祉法】

第21条の5の27 （指定障害児通所支援事業者）

第24条の19の2 （指定障害児入所施設等の設置者）

第24条の39 （指定障害児支援事業者）

【川崎市障害者施設・事業者の業務管理体制確認検査実施要綱】

【川崎市障害児施設・事業者の業務管理体制確認検査実施要綱】

2. 対象事業者

業務管理体制の届出書の提出先が川崎市となっている事業者

3. 提出書類

(1) 業務管理体制に関する報告書（一般検査）

(2) 事業所リスト

(3) 法令遵守規程や業務執行状況の監査に係る資料（整備が必要な事業者のみ）

4. 提出方法

電子申請システム（L o g o フォーム）にて報告してください。

（URL） <https://logoform.jp/form/FUQz/786293>

※報告書及びリストはL o g o フォーム内にあります。デスクトップ等にデータを保存して、必要事項を入力後、L o g o フォームにアップロードしてください。

※障害福祉情報サービスかながわのサイトにも同じものを掲載しております。

（URL）

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=112>

※L o g o フォームで報告書の提出ができない場合、郵送にて提出をお願いします。

（提出先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指導担当宛

封筒に「業務管理体制に関する報告書在中」と記載してください。

2. 提出期限

令和7年1月31日（金）

【問合せ先】

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

障害者施設指導課事業者指導担当

電 話 044-200-0082

F A X 044-200-3932

メー ル 40sidou@city.kawasaki.jp